二　当該企業年金加入事業主の名称及び住所
三　当該企業年金加入事業主に使用されなくなった年月日、当該企業年金加入事業主に使用される者として企業型年金加入者若しくは他制度加入者に該当しなくなった年月日、第一項第四号の額に変更があった年月日又は変更後の当該個人型年金加入者に係る事業主掛金の額若しくは他制度掛金相当額
4　前項の申出をする個人型年金加入者は、前項の申出書（当該個人型年金加入者に係る事業主掛金の額又は他制度掛金相当額が変更された場合に提出するものに限る。）に、変更後の当該個人型年金加入者に係る事業主掛金の額又は他制度掛金相当額を証する書類を添付しなければならない。
（個人型年金加入者となった者等の個人別管理資産の移換に係る申出等）
第六十四条　企業型年金の企業型年金加入者であった者は、法第八十二条第一項の規定による個人別管理資産の移換の申出をするときは、連合会に対し、次に掲げる事項を記載した届出書を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供するものとする。
一～三　（略）
2～4　（略）

（石炭鉱業年金基金法施行規則の一部改正）
第五条　石炭鉱業年金基金法施行規則（昭和四十二年厚生省令第四十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（年金経理から業務経理への繰入れ） **第十九条の二**　基金は、毎事業年度、前事業年度の末日における法第二十七条に規定する積立金（第三十五条、第四十一条及び第四十二条において単に「積立金」という。）その他の積立金の額が坑内員及び坑内員であつた者に係る責任準備金の額（法第十八条第一項に規定する事業を行うときは坑外員及び坑外員であつた者に係る責任準備金の額を加えた額）以上の額であつて、将来にわたり財政の健全な運営を維持することができるものとして厚生労働大臣の定めるところにより算出した額を上回るときは、当該上回る額に相当する額を限度として、年金経理から業務経理へ繰り入れることができる。 （一括拠出額の算定方法） **第三十三条**　法第三十六条の三の規定による厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、坑内員及び坑内員であつた者並びに坑外員及び坑外員であつた者（以下この条及び次条第一項において「坑内員等」という。）について、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める給付に要する費用の予想額の合計額の現価（以下「最低積立金額」という。）とする。 一　基金の解散の日（以下「解散日」という。）において、基金から年金たる給付の支給を受けている者　当該年金たる給付 二　解散日において、坑内員又は坑外員でない者であつて坑内員又は坑外員であつた期間（以下「加入期間」という。）が受給資格期間以上である者　その者が支給開始年齢に達したときに支給される年金たる給付 三　解散日において、加入期間が受給資格期間以上である坑内員及び坑外員　その者が支給開始年齢に達したときに支給される年金たる給付	（年金経理から業務経理への繰入れ） **第十九条の二**　基金は、毎事業年度、前事業年度の末日における法第二十七条に規定する積立金その他の積立金の額が坑内員及び坑内員であつた者に係る責任準備金の額（法第十八条第一項に規定する事業を行うときは坑外員及び坑外員であつた者に係る責任準備金の額を加えた額）以上の額であつて、将来にわたり財政の健全な運営を維持することができるものとして厚生労働大臣の定めるところにより算出した額を上回るときは、当該上回る額に相当する額を限度として、年金経理から業務経理へ繰り入れることができる。 （新設）

（個人型年金加入者となった者等の個人別管理資産の移換に係る申出等）
第六十四条　企業型年金の企業型年金加入者であった者は、法第八十二条第一項の規定による個人別管理資産の移換の申出をするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出するものとする。
一～三　（略）
2～4　（略）